

第13号様式（第13条関係）

三鷹市告示第461号

地方税法第20条の2及び三鷹市市税条例第11条の規定により、下記書類が送達不能のため、次のとおり公示する。

なお、この書類は、地方税法第20条の2第2項の規定により市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月31日

三鷹市長 河村 孝

記

1 送達を受けるべき者の氏名（名称）

別紙の通り

2 送達する書類及び通数

令和8年7月27日付け

8三市納第238号による

3 送達不能の理由

居所不明

4 注 意

地方税法第20条の2第3項の規定により公示をした日から起算して、7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。